

令和7年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第2回） 議事概要

1. 検討会の概要

- ・ 日 時：令和8年1月9日（金）10：00～12：00
- ・ 場 所：中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室（Web会議併用）
- ・ 出席者：中埜座長、荒木委員、佐久間委員、田中委員、外内委員、林委員、藤原委員、若松委員

2. 議事概要

検討項目についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。

(1) 調査手続の改善

- 基本的に1次調査より2次調査の判定結果が優先されることが書いてあるはよいと思うが、リーフレットだけでなく運用指針でも明記した方がよいと思う。
- 水害では応急危険度判定はほぼ行われなければならないので、水害用のリーフレットでは応急危険度判定に関する記載を削ってはどうか。
- 水害で自己判定方式が使われるのは床下浸水で一部損壊になる場合が主になると思うので、「※2 被害が軽微のため、あらかじめ被災者が「一部損壊」の判定となることに合意した場合に実施される「自己判定方式」など。」の文言は、地震の記載と同じでなく、水害を想定した記載にした方がいいのではないか。
- 1次調査と2次調査、どちらの判定結果を採用するかについて、自治体によって考え方が変わるのには説明に困るため、ルールを定めていただきたい。
- 1次調査と2次調査で判定が変わること自体に問題はあるが、自治体の裁量に任せると緩い運用になっていくと思う。
- 地震の場合は2次調査で極端に判定が下がることは少ないが、水害の場合、浸水被害は1階までのことが多いため、特に総2階に近い住家では2次調査で判定結果が下がる場合がある。こういったことも踏まえてリーフレット等の記述の仕方を工夫していただきたい。
- 原則を明示しつつ、自治体の裁量で運用できる余地を残しておくようなイメージで進めていただきたい。
- 水害用のリーフレットにおける写真は、掃き出し窓の写真など、浸水痕がわかりやすい写真に変更いただきたい。加えて、市民からすると地盤面から測定するイメージだが、水害の浸水深は1階の床面から測定するため、それがわかるのがよい。また、浸水痕の位置を丸で囲んでいるが、横線のほうがわかりやすいのではないか。
- 地震被害にあった場合と水害の場合で被害程度のイメージが異なってくる。2次

調査を妨げる趣旨でなく、2次調査を実施するとどのような結果になるかを記載すると、1次調査で納得する方が増えるのではないか。

(2) 第1次調査の適正化

【床の傾きの評価方法の見直し】

- 被災した市町村が水平器を準備できるのか。被害を把握してから調査用の器具を発注する自治体もいる中、市町村が事前に準備できるか懸念している。
- 傾斜の計測はスマホでも可能。30センチ程度の角材にスマホを乗せて計測するといった工夫もある。
- スマホはカバーがついていると数値がずれてしまう。また、職員に計測用のアプリのダウンロードを拒否されるケースもあった。
- 道具はなるべく標準化したほうがいい。例えば、30センチ程度の角材に水平器を乗せて計っている図等を載せてはどうか。
- 道具がどうしてもないときには工夫して実施せざるを得ない。簡便に実施できるような工夫例を記載しておく必要があるのではないか。
- 道具を標準化すれば被災者自身で測定すると思う。それが重要ではないか。方法は限定しなくてよいが、標準的な測定方法を記載するのは効果があると思う。
- 床の傾きの評価方法の見直しは賛成だが、今の図ではやり方がわからない人もいると思う。測定方法を動画で示せば、被災者にとっても市町村にとっても有益なのではないか。
- 水平器を何十本も用意するのは大変なので、なんらかの工夫が必要。
- 振動など液状化以外の要因で傾斜が生じる場合もある。不同沈下によって生じた傾斜による被害を評価するのであれば、「不同沈下による傾斜」という表現にしてはどうか。なお、「不同沈下」という言葉は、確認が難しいとしても残しておくことが重要と考える。
- 実際の調査の感覚では、100分の1傾斜している住家は少なくない。不同沈下を周囲の地盤の状況で判断できるという点は賛成だが、液状化していれば100分の1以上の傾斜で半壊となると、被災者からできるだけ液状化している場合の方法で判定すべきといった意見が出てくることも危惧される。
- 100分の1の傾斜で半壊と判定される点について、測定精度と測定場所が懸念事項。平時においても、家の中に傾きのある箇所は存在するのが現実ではないか。また、ポイントを測るタイプの器具は、置き方やその接地面（床等）のざらつきが反映されることもある。レーザー水準器を用いて傾きを測るのもいいので

は。

【不同沈下による基礎の損傷程度の評価方法の見直し】

- 不同沈下があるかどうかは目視ではわからないと思う。
- 液状化エリアは個々の住宅の調査の積み上げの結果であって、個別調査時点ではわからない。
- 東日本大震災の際の久喜市では、特定のエリアは一帯が液状化した一方で、そこから離れたところでも液状化していた。個々に見るのが最終的には正しいと思う。
- 液状化による不同沈下以外でも地盤被害で傾斜が出るケースもある。周囲の地盤の状況で判断するのであれば、周囲の地盤の状況の事例を入れてもらえるとよい。
- 液状化のルートで判定してよいか判断するために、具体的な例を記載してもらえるとわかりやすい。
- 液状化による被害がどんなものかの写真が例示として必要ではないか。

【1次調査における判定方法の拡充】

- 傾斜が100分の1以上60分の1未満かつ潜り込みが基礎の天端下25cmまでである場合を中規模半壊とするのは過大評価にならないか。半壊より大きい判定になったであろうという予想の下での足し合わせだと思うが、財政上の問題など自治体として困ることはないか。

(3) リモート判定等の活用促進

- リモート判定等を推進する観点から、調査にかかる体制や、どんな事前準備が必要なのか等の情報もあるとよい。
- 応急危険度判定では、エアコンの室外機が倒れそうになっているだけで「危険（赤）」になり得る。建物が全壊しているかは写真を見ないとわからないので、判定と写真を合わせて使って被害認定をする必要がある。

(4) その他

- 水害に関する1次調査の前倒し実施について、令和6年の改定以前は、1次調査を省いて2次調査から始めてよいとされていたが、改定後の文面では1次調査を行い、その後に2次調査をする必要があるように読める。今回、どちらからスタートしてもよい、もしくは前倒しで実施してもよいと記載することには基本的に

賛成である。

- 巾木に関する記載は分かりやすくよいと考える。
- 水害の1次調査が適さない事例も考慮してもらえると分かりやすいと感じる。1階がガレージや階段だけの住家だと1次調査で過大に評価が出てしまう懸念がある。
- 地震被害の1次調査用調査票Bについて、図入りでわかりやすいと自治体から高評価である一方、例が少なく、例が増えるとありがたいとの声を聞く。今は事例の絵が2階建て木造の1種類であり、あと2つ程度絵があるとよい。また、各部位の損害割合が5パターンしかなく、もう少し細かくすることも検討が必要ではないか。
- 地震被害の1次調査用調査票Cについて、全壊と半壊だけを見分ける考え方はわかるが、結局、その後「半壊」となったものについてより詳細の判定が必要になることもあり、実際は使うのが困難との声を聞く。例えば、調査票Bと調査票Cの半壊判定を合体させれば効率化も図れるのではないか。

(以 上)